



暑中お見舞い
申し上げます

花みずき
m

BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone : 047(341)8811

Fax : 047(341)8080

◆ 8月の税務と労務

8月

(葉月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.



国の借金 国債と借入金、それに政府短期証券の残高を合わせた、いわゆる「国の借金」は今年3月末現在で1,241兆3,074億円と6年連続で過去最大を更新しています。医療や介護、年金などの社会保障費や新型コロナ対策への財政出動が要因で、日本の人口(約1億2,273万人)を基にした単純計算で国民1人当たりの借金は1,011万円超となっています。

令和4年度税制改正 資産課税関係に おける留意点



令和4年度税制改正では、賃上げ促進税制の見直しやクロージングアップされていますが、資産課税関係でも押さえておきたい改正があります。

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

(1) 制度の概要
この制度は、父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築、

取得または増改築等（その住宅の取得等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含む）の対価に充てるための金銭（住宅取得等資金）の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる特例措置です。

ここでいう一定の要件には、

① 贈与を受ける者（受贈者）の合計所得金額が2000万円以下

② 取得等をする住宅用家屋の床面積が50㎡以上（受贈者の合計所得金額が1000万円以下の場合には40㎡以上）240㎡以下

③ 改正の背景
今回の改正前は、令和元年10月1日からの消費税率10%への引上げに伴う住宅需要の反動減に対応するため、住宅用家屋取得等に係る契約の締結の時期により、非課税限度額が最高3000万円とされていました。

しかし、このような特例措置は、親族内における資産の移転に対して、何ら税負担を求めな

い制度であり、格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額等の見直しが行われることとなりました。

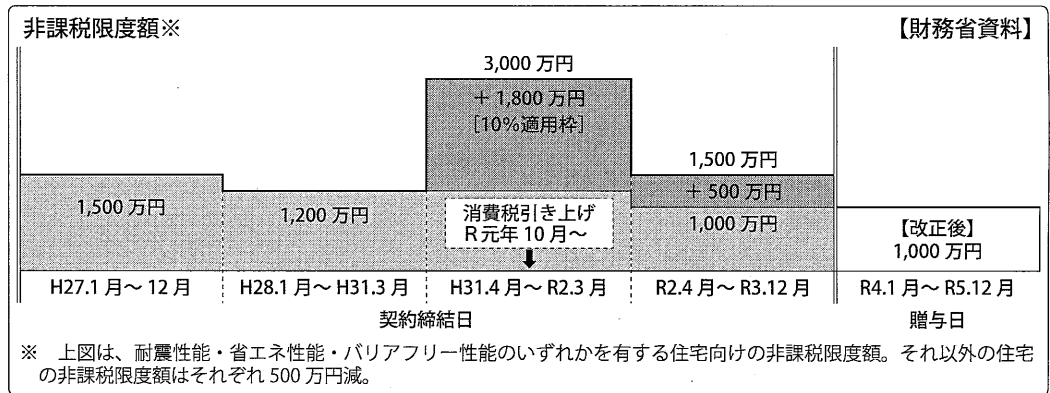
(3) 改正の内容

① 適用期限
令和3年12月31日までの適用期限が、令和5年12月31日まで2年延長されました。

② 非課税限度額
改正前のような住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、取得等をした住宅用家屋の区分に応じ、次の金額となります（下図参照）。

- ・ 耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅用家屋 1000万円
- ・ 前述以外の住宅用家屋 500万円

③ 既存住宅用家屋の要件
改正前は、築年数が20年（耐火建築物は25年）以内又は耐震基準に適合していることが要件となっていました。改正後は、築年数要件が撤廃され、昭和57年以降に建築された住宅又は耐震基準に適合し



ていることが証明された住宅が対象となります。

④ 受贈者の年齢要件

民法の改正に伴い、改正前の20歳以上が、18歳以上に引き下げられました。

なお、①③の改正は令和4年1月1日以後、④の改正は令和4年4月1日以後に、贈与により取得する住宅取得等資金について適用されます。

2 法人版事業承継税制の見直し

(1) 制度の概要

後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件の下、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

平成30年度税制改正において、10年間の特例措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の

2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等が行われました。

この特例措置の適用を受けるためには、令和5年3月31日までに都道府県に「特例承継計画」の確認申請書を提出し、その確認を受け、令和9年12月31日までに実際の事業承継が行われる必要があります。

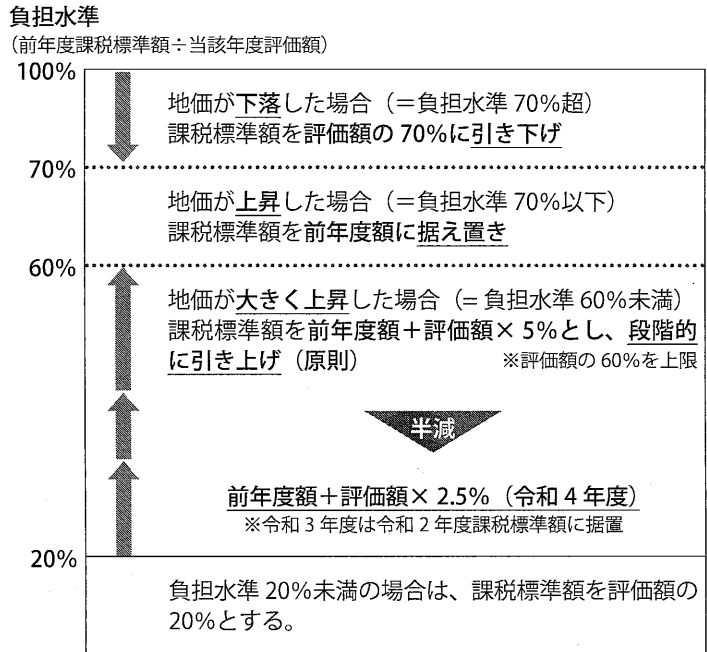
(2) 改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、「特例承継計画」の計画策定に時間を要することが想定されるため、確認申請書の提出期限が令和6年3月31日まで1年間延長されました。ただし、この特例措置は事業承継を集中的に進めるための期限措置であるため、適用期限である令和9年12月31日については、延長が行われていませんので注意が必要です。

3 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の見直し

令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）の令和4年度の課税標準額が、令和3年度

負担調整措置（商業地等）



の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（改正前5%）を加算した額とされます。ただし、その額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額となります。

【参考資料】
財務省
「令和4年度
税制改正」



※都市計画法についても同様の措置

【経済産業省資料】

デフレは何故問題か

お金は、経済社会の血液（経済主体間を循環）の役割を果たしています。したがって、血液の循環（マネーフロー）が滞ることは経済社会にとって望ましくありません。

このお金の流通の中心的役割を果たしているのが金融機関です。つまり、金融とは、お金の不足している者がお金の余っている者から利子を支払うことを条件にお金を融通してもらうことです。

一方で、資金循環で大切なことは物価、つまり、体温です。物価が上がる（体温が上がる）ことをインフレ、物価が低いことをデフレと言います。景気が低迷するとデフレになります。我が国では、「1990年末以降デフレ、最近ではデフレではないがデフレから脱却していない」と言っています。

デフレのメカニズムは、図の通りです。

- ① デフレのメカニズムは、一般物価が下落しますと実質金利が上昇するため、債

務者から債権者への所得移転が起こる。

- ② このとき債務者の方が債権者より所得に対する支出性向が高ければ、経済に対するデフレ圧力が強まる。
- ③ 情報の非対称性の下で、債務者の純資産の減少を懸念した金融機関が債務者への貸し出しを減らすと、経済へマイナス効果を増幅させる。

〈図〉デフレのメカニズム



なお、担保は借り手と金融機関の間に存在する情報の非対称性を緩和しますが、この担保価値が下落すると借り手が倒産した時の回収率が低下するため、金融機関は貸し出しに消極的になります。

〈参考〉

IMF（1999年）は、デフレを「少なくとも2年間」継続的に物価が下落している状態と定義しています。

いろいろな見方～

鳥、虫、魚、コウモリの目で見ると

物事の見方を生き物で例える事があります。

「鳥の目で見ると」。全体的に見る必要がある時に「鳥の目で見よう」と言います。

「虫の目で見ると」。複眼的に問題を見て対応・対策し、変革につなげるという場合です。企業が物価の上昇、品薄・納期の遅れ、賃金の値上げ等課題が多い時。このようなリスク時には、「虫の目で見ると」が必要になります。

「魚の目で見ると」。物事を流れで見ると見えます。経済社会の潮流は、デフレからインフレへの傾向が見られる、いわゆる不景気の中で物価の上昇の可能性がある。企業にとっては、価格転嫁が課題となっています。

最後に「コウモリの目で見ると」。反対・逆さまからの視点・視野で見るということです。理念や信念に沿って、世の中の流れに逆らうことが必要な時もあります。あきらめない不屈の精神が要求されるでしょう。

ズーニンの法則

「ズーニンの法則」をご存知ですか。「初動の4分間の法則」とも言われています。

何か新しいことや重要なものに面倒くさいことに取り組み時や日々の退屈なルーティンに取り掛かる時、腰が重くなるという経験を経験を誰しもお持ちだと思えます。そんな時にまず4分間集中する、そしてその4分間がうまくいけば後は慣性の法則が働

き、作業を億劫に感じることもなく効率良く継続していくことができるというのがズーニンの法則です。

これは人との出会いにも当てはまるようです。人の第一印象もおおよそ4分間で決まること、大半で、4分間継続して上手く接することが出来れば相手には印象が良く映り、その後会話が続きやすいという実験結果が出ています。